

Title	米国統治期「琉球列島」における「非琉球人」管理体制成立過程の研究：奄美返還直後までの「本土籍者」に対する強制送還を主軸として
Author(s)	土井, 智義
Citation	大阪大学, 2017, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/61389
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

論文内容の要旨

氏 名 (土井 智義)	
論文題名	米国統治期「琉球列島」における「非琉球人」管理体制成立過程の研究 —奄美返還直後までの「本土籍者」に対する強制送還を主軸として—
論文内容の要旨	
<p>本論は、米国統治期「琉球列島」（1953年12月の奄美返還以降は現沖縄県に相当）における「非琉球人」管理体制の成立過程を、資料に依拠して分析したものである。本論では、「非琉球人」管理体制の問題の核心を、米国の植民地国家「琉球列島」において、民政領域を担当するUSCAR（米国民政府）およびその管理下の琉球政府が、来歴を全く異にする人びとを、USCAR布令によって「非琉球人」として包括的に捕捉し、移動や居住を厳格に管理し、強制送還に法的に結びつけるところにあると捉え、検証を行った。具体的には、USCAR布令第93号（1953年1月制定、第1次出入管理令とする）の登場と、1972年5月に「琉球列島」が施政権返還されるまで効力を有した同布令第125号（1954年2月制定、第2次出入管理令とする）が成立する奄美返還直後までを対象として、「非琉球人」管理体制が成立する条件、そこに結節する権力関係の歴史化を試みた。とくに、那覇日本政府南方連絡事務所（南連）から、日本国籍の証明とも異なる「本土籍」という身分証明を受け、「日本」に送還可能とされた「本土籍者」に焦点をあて、この人びとが強制送還という実践に結びつけられるプロセスを描くことに力点をおいた。</p> <p>そこで重視したのが、特定の人びとが強制送還に結びつけられる過程は決して自明のものではなく、特定の歴史条件のなかで生産されるという論点である。送還の対象者と非対象者を区別する法的地位、国籍・本籍、身分証明、あるいはそれらを実働させる国家機構とは、固定的なものではなく、その都度の歴史条件のなかで編制されるものだと考える。そうした生産性を、本論では強制送還という実践の側から考察する。こうした視点により、本論は、「非琉球人」管理体制の中心に位置づけられる出入管理令を、〈送還可能性の法的な生産〉を行う装置だと把握し、その成立過程から多様な生産のあり方を分析した。また〈送還可能性の法的な生産〉が、「琉球列島」という一つの植民地国家で完結するプロセスではなく、被送還者をめぐって、送還する国家と引き受ける国家、およびそれらを統御する広域的な枠組みによって相関的に構成される間・国家性を条件とすることも提起した。</p> <p>第1部では、沖縄本島に出来た歴史事象をとり上げ、出入管理令が成立する前に、送還という実践に結びつけられていた人びととその送還政策の特質について記述した。</p> <p>第1章は、「琉球列島」が群島別に統治されていた1950年前後、沖縄本島が属する沖縄群島で展開した「無籍者問題」における強制送還を考察した。戦火で旧戸籍簿が滅失した沖縄群島では、当時、主に食糧配給台帳の役割を果たした臨時戸籍制度で人口が管理されていた。「無籍者」とは、この臨時戸籍における非正規居住者を指す。1949年後半から職を求めて奄美や宮古といった「南北琉球」から多くの移住者が来島し、50年8月には群島間移動が自由化され、その数は上昇する。そのころ、沖縄本島では食糧配給制から外れた「無籍者」が犯罪者になりやすいという「無籍者問題」が惹起された。「無籍者」は「在沖奄美人」を含む「南北琉球」からの移住者に等置され、「犯罪の温床」として危険視された。「犯罪の温床」という未来への危険性に対して、防衛すべき沖縄社会という介入領域が見出され、管見のかぎり50年から「南北琉球」から来た「無籍者」で有罪判決を受けた者は、司法処分から外され、法的根拠もなく出身群島に強制送還された。さらに51年には、身元が特定できず送還不可能となる案件に対応すべく、沖縄群島の警察が「南北琉球」からの移住者に対して、写真と指紋による登録制を構想した。こうした「南北琉球」からの「無籍者」に対する排除には、同時代のメディアが彼らを「社会の盲腸」とたとえたように、「南北琉球」×沖縄×基地内のカンパンを流動する人的フローに内在するリスクを「除去」する衝動が存在した。</p> <p>第2章では、米国の沖縄基地建設計画の一環として、1950年から1953年に集中的に「日本」の業者に伴われて来島した「日本人建設労働者」の移入形態について分析し、彼らが、米国にとっての軍事的・行政的な単位としての「極東軍管轄区」の範囲内で、「日本」の「現地人労働者」として「琉球列島」に越境的に移入されたことを提示した。その上で、彼らが移入された領域・地位・形態などを分析するべく、流通通貨等の違いで表現され、異なるスケールで展開する「基地経済圏」（地球規模の軍票圏）と「住民経済圏」（B円等のローカル通貨圏）の差異に着目した。両者は、沖縄本島の地表上の区分ではなく、人やモノの諸フローを分離しつつ結節する米国覇権の「帝国経済圏」と相</p>	

互生産的で、その局所的な結合状況として「琉球列島」に結節したものである。「日本人建設労働者」の場合、B円使用者として「琉球列島」の「住民経済圏」に配流されながらも、同地のローカルな人的フローではなく、「日本」の「住民経済圏」の人的フローに包摂されていた。ゆえに、彼らの移入は、「現地人」の最大利用と「外国人」の最小化を目指す極東軍総司令部（およびUSCAR）の方針により、業者をして雇用終了後に送還することを定めた〈送還と一体化した移入政策〉という、「外国人労働者」を「除去」する形態で導入されたと論じた。

第2部では、第1次出入管理令の制定から奄美返還直後の第2次出入管理令が成立するまでの過程で、第1部で検討した、「在沖奄美人」らの「無籍者」や「日本人建設労働者」という、「住民経済圏」をめぐる人口管理・社会管理のため、異なる経路で「除去」が望まれた人びとが、〈送還可能性の法的な生産〉に捕捉されていく展開を分析した。

第3章は、1953年1月に成立した第1次出入管理令を、具体的な送還事例から分析した。同令の新しさは、次の2点に集約できる。第1に、既存法令では、「占領軍」と「人」という二項の主体編制で出入管理が行われていたが、同令の登場により、「米軍要員」と「琉球住民」とその補集合である「非琉球人」という三項の主体編制が成立し、「非琉球人」が出入域と居住に関して厳格な管理を受けることになった。つまり、第1次出入管理令は、「琉球列島」に結節する「基地経済圏」と「住民経済圏」の双方にとって適正な人的フローに包含されない多様な者（フィリピンからのPX業者・「日本人建設労働者」・密航入域者等）を「非琉球人」として包括的に管理し、送還可能にした。第2に、既存法令では、強制送還が「琉球列島」外からの非合法入域に対する司法処分としてのみ可能で、時効の規定もあったため、法の執行者にとって、密航が明らかな場合でも送還不可能な者が存在した。だが、第1次出入管理令が「非琉球人」というカテゴリーの創出と受付拒否や取消可能な「外人登録〔ママ〕」という制度を組み合わせ、登録なき状態を非合法化したことで、密航の時効を迎えた者や正規に入域したが非正規居住者となっていた「日本人建設労働者」らが送還可能となった。この事態を、〈送還可能性の法的な生産〉の一側面である「移民の“非合法性”の法的な生産」(Nicholas P. De Genova, 2002. “Migrant ‘Illegality’ and Deportability in Everyday Life,” *Annual Review of Anthropology*, Vol.31, pp.419-447) として分析し、送還の重点が非合法入域を処罰する「拡張された国境管理」から「入域後の社会管理」に移行したと論じた (Daniel Kanstroom, 2007. *Deportation Nation: Outsiders in American History*. Cambridge, Mass.: Harvard University Press, p.5)。

第4章は、奄美返還期の「在沖奄美人」の地位問題で採用された完全送還方針における、〈送還可能性の法的な生産〉の多様な側面を論じた。1953年8月8日のダレス声明で奄美返還が明らかにされて以降、米国は、琉球政府の協賛も得て、9月初旬に沖縄現地からワシントン（国防省と国務省）に至るまで「在沖奄美人」の完全送還で一致した。米国は、国際的な非難を回避するため、人口移転〔population transfer〕ではなく、強制及び「自発」を含む個人に対する送還の集積で「在沖奄美人」の抹消を追求した。他方、日本政府は、当初「在沖奄美人」の継続居住などを要求したが、最終的には返還協定から外すことに同意し、地位問題を放棄した。かくして米国が獲得した「在沖奄美人」の完全送還を、現地トップの立場から具体化したのがUSCAR民政副長官オグデンの「在沖奄美人」に関する処遇計画（53年12月）であった。同計画では、①「内政問題」として処理可能で「無籍者問題」でも危険視された社会的周辺層（司法処分による売春婦の送還・行政処分による極貧層の送還）と、②国際的非難を考慮し、軍雇用等から締め出すなど地位の不安定化を前提に、「日本人建設労働者」と同じく雇用終了後に取り消し可能な居住資格を適用して「自発」的送還を促す現在就業中の者とに分ける段階的な送還策が案出された。特に①の極貧層の行政的送還は、「非合法性」を全く介さない新しい種類の〈送還可能性の法的な生産〉として注目される。これらにより階級的に偏在する全「在沖奄美人」の送還が可能となった。さらにオグデンは、「在沖奄美人」の完全送還方針を、返還後に奄美を管轄する日本政府をして「引受人」とさせるべく、「日本人建設労働者」から「在沖奄美人」までを包含し得る「本土籍者」の完全送還として計画した。オグデンの計画は全面的な実現に至らなかったとはいえ、第2次出入管理令で「非琉球人」が戸籍で定義され、行政処分による貧困層等の強制送還も規定された結果、戦前からの居住者を含め、第1出入管理令では「琉球住民」であった他の「本土籍者」、台湾籍の人びとら多様な者が「非琉球人」として送還可能となった。

本論の結論は、第一に、出入管理令をまたいで「除去」としての送還に結びつけられた「在沖奄美人」や「日本人建設労働者」に見られるように、米国統治期「琉球列島」における強制送還は、一貫して「住民経済圏」をめぐる多様な社会管理に重点をおき、統治上のリスク「除去」のため、司法処分を離脱し、行政処分化を求める動向が明らかになった。そして第二に、強制送還は単なる域外追放ではなく、「基地経済圏」と諸「住民経済圏」を横断する「帝国経済圏」下の人的フローを統御するために、間・群島的なスケールも含め、間・国家的な人口管理に関わることが明らかになった。両者を通じて、〈送還可能性の法的な生産〉の効果としての強制送還が、米国覇権の「帝国経済圏」下において「基地経済圏」と諸「住民経済圏」、「日本」や「琉球列島」、「本土籍者」と「琉球住民」など、空間的かつ人的に相互排他的な管轄領域の生産にとって構成的な役割をもつことを解明したところに本論の独自性がある。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (土 井 智 義)			
	(職)		氏 名
論文審査担当者	主 査	大阪大学 教授	杉原 達
	副 査	大阪大学 教授	北原 恵
	副 査	大阪大学 准教授	北村 毅
	副 査	大阪大学 特任講師	安岡 健一
論文審査の結果の要旨			
以下、本文別紙			

論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨

論文題目： 米国統治期「琉球列島」における「非琉球人」管理体制成立過程の研究
 —奄美返還直後までの「本土籍者」に対する強制送還を主軸として—

学位申請者

土井智義

論文審査担当者

主査	大阪大学教授	杉原	達
副査	大阪大学教授	北原	恵
副査	大阪大学准教授	北村	毅
副査	大阪大学特任講師	安岡	健一

【論文内容の要旨】

本論文は、「日本」への送還が可能な者として位置づけられる「本土籍者」に対して実施された強制送還をめぐる諸問題を軸として、奄美返還直後までの米国統治期「琉球列島」における「非琉球人」管理体制の根幹をなす出入管理令を取り上げ、これを「送還可能性の法的な生産」の装置として考察したものである。A4判で359ページにおよぶ大部の論文であり、序章、第1部と第2部に配置された各2章、終章の計6章から構成され、さらに参考文献および巻末資料5点が添付されている。

序章では、問題の所在、先行研究の検討、依拠する史料と方法を論じる。第1部では、1953年1月に制定された米国民政府（USCAR）の布令（第1次出入管理令とよぶ）制定以前に、強制送還に結びつけられた人びとの姿と送還の特質を論じる。第2部では、同令によって「非琉球人」というカテゴリーと外国人登録制度とが結びつき、行政処分による強制送還が可能となったこと、また「在沖奄美人」の送還計画の過程で再編された「本土籍者」に注目し、新たな送還可能性のタイプが生じたことを論じる。

第1章では、1950年前後に奄美や宮古など南北琉球から沖縄本島へ移住した人びとが「無籍者」として処遇され、「犯罪の温床」とみなされた史実を跡付ける。沖縄では戦争で旧戸籍簿が滅失したため臨時戸籍が食料供給台帳として使用されたが、「無籍者」はその際に非正規居住者とされた。これらの人びとは、社会防衛的な観点から犯罪と関連づけられて危険視され、不断に南北琉球への強制送還の対象とされたのであった。

第2章では、アメリカの基地建設計画に基づき、とくに1950～53年に日本の業者とともに来島した日本人建設労働者の移入形態を分析する。彼らは琉球列島の「住民経済圏」に位置しながらも、日本の労働法規が適用されており、外国人労働者としての立場から「基地経済圏」に移出される存在であったこと、また極東軍管轄区に具体化される米国覇権下の「帝国経済圏」における移動管理の対象でもあったことを詳細に検証する。その実態は、送還と一体化した形での外国人労働者の移入政策に他ならなかった。

第3章は、第1次出入管理令を、具体的な送還事例を通して検討する。同令の制定によって「米軍要員」や「琉球住民」とは異なる「非琉球人」という存在が前景化され、出入域と居住管理の対象となった。また同令施行の結果、正規に入域したが非正規居住者となっていた日本人建設労働者らが送還可能とされた。こうして送還の力点が、非合法入域を処罰する「拡張された国境管理」から「入域後の社会管理」に移行したことが詳しく論じられる。

第4章では、奄美返還期の「在沖奄美人」の地位問題をめぐって採用された完全返還方針の策定過程を、とくに USCAR 民政副長官オグデンの計画の詳細な検討を通じて明らかにする。そこでは、司法処分のみならず極貧層などの社会的周辺層の行政処分による強制送還が編み出され、さらに日本人建設労働者と同じく雇用後に取消可能な居住資格を適用して自発的な送還を促す方針もとられて、非合法であることを根拠としない新たな送還可能性のタイプが生み出されたことが論じられた。

終章では、本論の全体を総括するとともに、今後の課題を整理している。

【論文審査の結果の要旨】

以上の内容をもつ本論文の特徴の第一は、沖縄研究においてこの領域に関する先行研究がほとんどない中で、多くの新しい資料とくに米軍や米国民政府の未公開の文書資料を精力的に発掘し、さらに新聞資料も丹念に読破した上で、それらに基づいて琉球列島の出入国管理体制に関する実証的な研究をまとめた点である。重要な英文資料を訳出して巻末に掲載したことも本論文の価値を高めており、今後当該分野の研究においては、まず参照されるべき位置を占める論文として高く評価できるものである。

特徴の第二は、一貫して強制送還という点に着目するという分析軸を明確にした上で、その具体的な実態を、1950年代前半期の琉球列島をめぐる同時代的な背景、法的な制度や政策の形成、社会意識などの状況の中で総合的な分析を試みた点である。このような視点に立つことにより、局地化された沖縄と奄美の関係だけではなく、グローバルな人の移動という地平において、軍や行政権力と個人が対峙する具体的場面に則して問題を分析することが可能となった。強制送還や移民に関する各国の理論的成果を苦心を重ねながら取り入れようとする積極性も評価できる。本研究は、特定の時期と空間に分析をしばった具体的な実証研究でありながら、現代世界が直面している人の移動と管理をめぐる諸問題の考察へと開かれた内容をもつ貴重な研究成果と判断できる。

とはいえ、いくつかの問題点も存在している。まず本論文では奄美返還直後で論述が終えられ、第2次出入管理令制定を含むその後の展開に関する分析と見通しが十分ではないことがあげられる。「無籍者」の統計において女性の比率が高い背景などについては、ジェンダー的視点からの分析が望まれる。また繰り返しの多さや生硬な文章表現など、記述する上で彫琢が求められる点も少なくない。しかしこれらの点は、いずれも今後の課題であり、更なる研究によって克服が期待できるものである。よって、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。